

「障害のある学生」に対する「教育上の合理的配慮」について

1. 担当

創発科学研究科に入学した学生または保護者等から「障害を理由とした合理的配慮」の要望があった場合、教務委員会、指導教員及び学生担当係が連携して、その対応を担当する。

教員の所属する系領域	学生担当係
教育・人文系領域	幸町地区統合事務センター教務課大学院係
法学系領域	
経済学系領域	
工学系領域（主に幸町で修学する者）	創造工学部事務分室
工学系領域（主に林町で修学する者）	林町地区統合事務センター学務課学務係

2. 合意形成

早期に、当該学生または保護者等との面談を行い、大学に対して要望する合理的配慮と大学が対応可能な配慮について合意を形成し、研究科長名で、合意内容について文書を作成する。

その際、合意形成過程、教育方法等、支援体制、施設・整備等について合意を形成する。

3. 修学について

創発科学研究科の授業を受ける際に配慮が必要な場合には、教務委員会委員長名で、合理的配慮依頼の文書を作成し、当該学生側と大学側で合意された配慮事項を授業担当者へ連絡する。

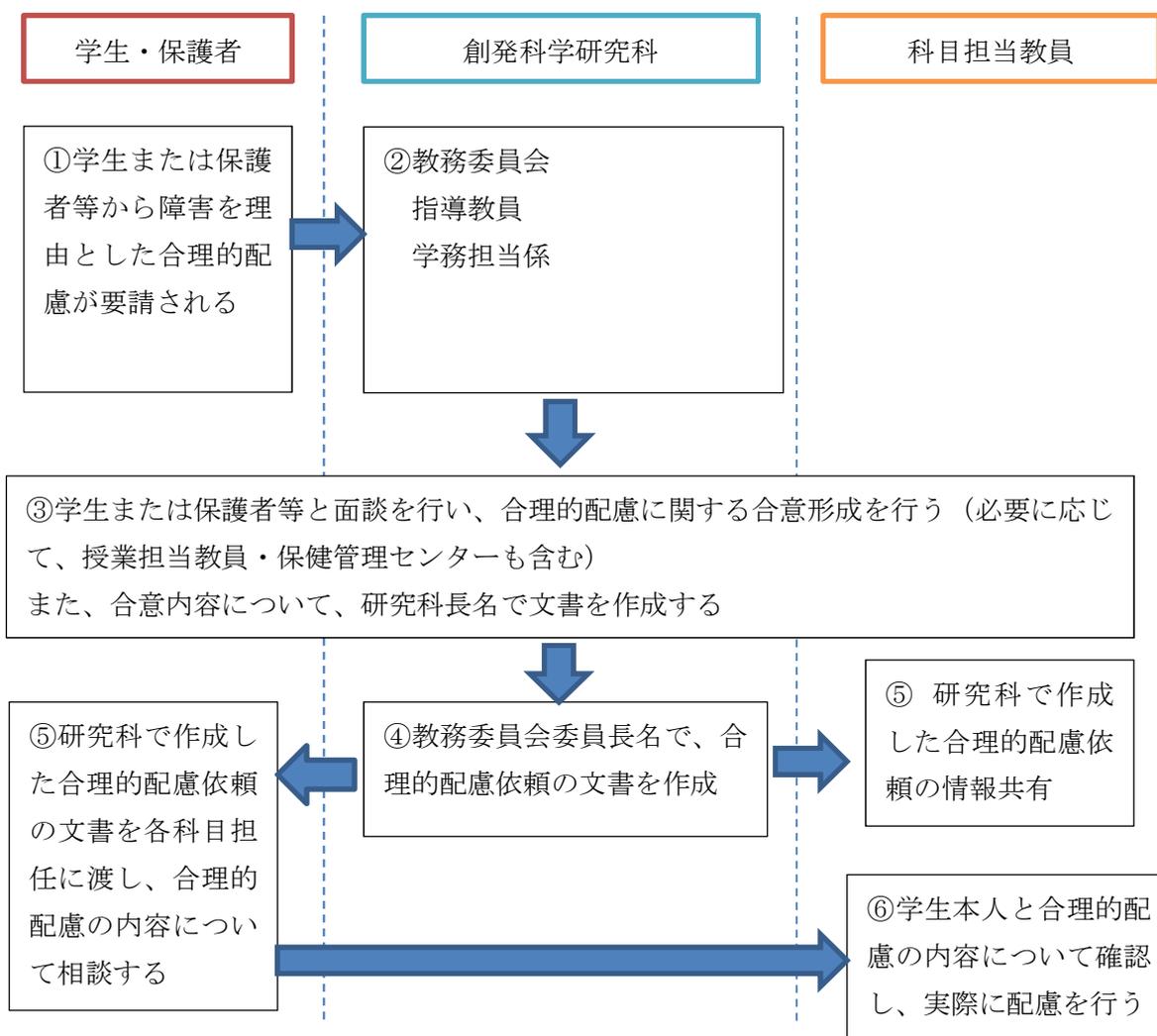
4. 学生生活全般について

関係諸機関と連携して指導教員と学務担当係が対応する。

5. その他

何か問題が生じた場合は、学務担当係と指導教員が対応し、何らかの判断が求められる場合は、教務委員会が判断する。また、バリアフリー支援室がアドバイスをを行い、各キャンパスの保健管理センターが相談に応じる。

創発科学研究科の教育上の合理的配慮決定の流れとバリアフリー支援室の役割(参考例)



上記の流れにおける、バリアフリー支援室の役割

- ①に至る前の段階の学生の支援
- ③の面談に同席し、合理的配慮の内容について助言
- ⑤の科目担当教員への依頼が、学生一人では困難な場合の支援
- ⑥で科目担当教員が、対応に困った場合の支援